

令和7年2月20日

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることが出来、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、また、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年3月21日～ 2028年3月20日までの 3年間

2. 内 容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理やパパ育休についてのパンフレット等を作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2025年 4月～ 社員の具体的なニーズ調査、母性健康管理等の情報収集
- 2026年 4月～ 制度に関するパンフレット等を作成し社員に配布
- 2027年 4月～ 育児休業中の社員に対し職場復帰のための面談を行い業務内容や業務体制の見直しを含め円滑な職場復帰が出来る様にする。

目標2：2028年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、一人当たり年間120時間未満とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 所定外労働の原因の分析を行う
- 2026年 4月～ 管理職者に対して意識改革のための研修を行う
- 2026年 10月～ 社内掲示等による社員への周知
- 2027年 8月～ 各部署に内在する問題点等の改善及び研修の実施

メトロ電気工業株式会社